

# 消防用設備保守点検仕様書

## 1 対象設備

- ・所在地 : 京都府船井郡京丹波町和田大下28番地
- ・施設名 : 国保京丹波町病院
- ・設備 : 図面及び消防用設備等点検結果報告書様式による。  
※設備については上記図書を参考に、現地にて確認すること。

## 2 業務内容

消防法第17条の3の3の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式」に定めるところにより適正に行う。

### ・外観点検

消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から判別できる事項を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認する。

### ・機能点検

消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認する。

### ・総合点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、告示で定める基準に従い確認する。

## 3 保守点検回数

- ・外観・機能点検 : 6ヶ月に1回
- ・総合点検 : 年1回

## 4 保守点検時期

- ・外観・機能点検 : 毎年7月頃
- ・総合点検 : 毎年1月頃

## 5 報告及び届出

点検結果については、消防法の規定により定められた書式に基いて報告書を作成し、管轄の消防署等への届出・報告を行う。

## 6 委託期間

平成22年 4月 1日 から 平成27年 3月31日（5年間）

## 7 支払方法

年2回払

履行完了確認後 翌月末払

## 8 特記事項

- 1) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって保守点検業務を実施しなければならない。また、業務上知り得た委託者及び第三者の秘密を他に漏らしてはならない。  
このことは、本件契約の解除及び完了後においても同様とする。
- 2) 点検作業の実施に際しては、作業計画書を提出する等、事前に施設担当者と十分な打ち合わせを行った上で実施するものとする。  
また、実際の作業についても、委託者に支障の無いよう十分な注意を払い実施するものとする。
- 3) 受託者が行う保守点検作業に必要な電気、燃料、水等は、委託者が無償で支給するものとする。
- 4) 保守点検作業については、受託者の営業時間内での実施とする。
- 5) 受託者は保守点検作業の実施につき、必要に応じて機器の停止を求める事ができるものとする。但し、機器の停止については予め施設担当者の承認を得ることとする。
- 6) 点検結果により、管轄の消防署等からの改善命令に基づく補修・改修・部品交換等が発生した場合での対応については、別途費用によるものとする。  
但し、別途費用により補修・改修・部品交換等を実施する際は、事前に施設担当者に対し状況、及び改善の内容・必要性等について適切な説明を行った上でかかる費用の見積書を提出し、承認を得た上で実施するものとする。  
管轄の消防署等からの改善命令によらない、改善の対応についても同様とする。
- 7) 本業務仕様書の解釈について疑義が生じた場合、または本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。